

市区町村用がん検診チェックリスト実施率について

がん検診の実施に当たっては、科学的根拠に基づく検診を、受診率向上を含めた適切な精度管理の下で実施することが重要です。がん検診における事業評価については、平成20年3月に厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」がとりまとめた報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（以下「報告書」という。）において、その基本的な考え方が示されています。

報告書において、がん検診の事業評価は、一義的にはアウトカム指標としての死亡率により行われるべきですが、死亡率減少効果が現れるまでに相当の時間を要すること等から、「技術・体制的指標」と「プロセス指標」による評価を徹底し、結果として死亡率減少を目指すことが適当とされています。この「技術・体制的指標」として、「事業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき最低限の精度管理項目」が示され、「プロセス指標」として、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率等の許容値が示されました。

がん検診の事業評価を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠です。

埼玉県においては、「事業評価のためのチェックリスト」に基づき、県と市町村がそれぞれ自己点検を行い、結果を公表しています。

なお、実施率については、公表に同意いただいた市町村の自己点検結果であり、検診を実施していない等による集計対象外の市町村は「－」と標記しています。

チェックリスト実施率の算出方法

$$\text{実施率} = \frac{\text{「○：実施した」と回答した調査項目数}}{\text{全調査項目数}} \times 100 (\%)$$

※ 項目数は検診部位により異なる。